本号で公布された法令のあらまし

◇国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（法律第八七号）（総務省）

一　国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正関係

1　電気通信設備の管理者等に対する助言等の業務を行うための規定の整備

㈠　国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の業務の範囲に、第一四条第一項第一号に掲げる業務に係る成果の普及としてサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備の管理者その他の関係者に対して必要な助言及び情報の提供を行うことを追加することとした。（第一四条第一項第七号ロ関係）

㈡　総務大臣は、独立行政法人通則法（平成一一年法律第一〇三号。以下「通則法」という。）第三五条の四第一項の規定により中長期目標（㈠を含む第一四条第一項第七号に掲げる業務に係る部分に限る。中長期計画において同じ。）を定め、又は変更しようとするとき、及び通則法第三五条の五第一項の規定による中長期計画の認可をしようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならないこととした。（第二一条関係）

2　特定アクセス行為等の機動的な実施を可能とするための規定の整備

㈠　機構は、１の業務を行う場合において、その一部として次の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならないこととした。（第一八条第一項関係）

(1)　特定アクセス行為を行うこと。

(2)　通信履歴等の電磁的記録を作成すること。

(3)　特定アクセス行為による電気通信の送信先の電気通信設備に係る電気通信事業者に対し、送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知を行うこと。

㈡　機構は、㈠の認可をしようとするときは、当該業務の実施に関する計画（以下「特定アクセス行為等実施計画」という。）を作成し、総務大臣に提出しなければならないこととした。（第一八条第二項関係）

㈢　特定アクセス行為等実施計画には、次の事項を記載しなければならないこととした。（第一八条第三項関係）

(1)　特定アクセス行為等の実施期間

(2)　特定アクセス行為等の実施体制（㈠(2)の業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあっては、委託先の選定に係る基準及び手続を含む。）

(3)　特定アクセス行為に用いる設備

(4)　特定アクセス行為に用いる識別符号

(5)　特定アクセス行為により取得した情報の適正な取扱いを確保するための措置（㈠(2)の業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあっては、委託先における当該情報の適正な取扱いを確保するための措置を含む。）

(6)　その他総務省令で定める事項

㈣　㈠の特定アクセス行為とは、機構の端末設備等を送信元とし、アクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備等を送信先とする電気通信の送信を行う行為であって、当該電気通信設備に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号（不正アクセス行為から防御するため必要な基準として総務省令で定める基準を満たさないものに限る。）を入力して当該電気通信設備等を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為をいうこととした。（第一八条第七項関係）

㈤　総務大臣は、㈠の認可等をしようとするときには、あらかじめ、国家公安委員会及び経済産業大臣に協議しなければならないこととした。（第二二条関係）

㈥　その他規定の整備をすることとした。

3　信用基金に関する規定の削除

機構の信用基金に関する規定を削除することとした。（改正前の国立研究開発法人情報通信研究機構法第六条から第八条まで、第一四条第二項第四号、第一五条、第一六条第二号、第一七条第一項及び第二項、第一八条、第二〇条、第二一条、第二二条第一項第一号及び第六号、第二五条並びに第二六条第二号関係）

二　特定通信・放送開発事業実施円滑化法の廃止関係

特定通信・放送開発事業実施円滑化法を廃止することとした。

三　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。

◇政治資金規正法施行令の一部を改正する政令（政令第三五三号）（総務省）

1　少額領収書等の写しに係る写しの交付及び収支報告閲覧対象文書の写しの交付の方法から、スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものを交付する方法を削除することとした。（第一二条関係）

2　少額領収書等の写しに係る写しの交付及び収支報告閲覧対象文書の写しの交付の方法に、電子情報処理組織を使用して行う方法を追加することとした。（第一二条及び第一八条関係）

3　１及び２に伴い、請求及び実施に係る手数料の規定の整備を行うこととした。（第一三条第一項、同条第二項及び第一九条第一項関係）

4　この政令による改正後の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた政治資金規正法第一九条の一六第一項及び第二〇条の二第二項の規定による請求について適用し、施行日前にされたこれらの規定による請求については、なお従前の例によるものとした。（附則第二項関係）

5　この政令は、令和六年四月一日から施行するものとした。

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三五四号）（外務省）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第五号）附則ただし書に規定する規定を令和六年一月一日から施行することとした。

◇行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三五五号）（総務省）

1　開示の実施の方法（第九条関係）

㈠　文書又は図画の開示の実施の方法から、スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものを交付する方法を削除することとした。

㈡　電磁的記録の開示の実施の方法から、フレキシブルディスクカートリッジに複写したものを交付する方法を削除することとした。

㈢　電磁的記録の開示の実施の方法に、電子情報処理組織を使用して行う方法を追加することとした。

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。